

給電規程

平成24年7月

九州電力株式会社

この基準は、電気事業法第94条第1項に基づき電力系統利用協議会が策定した指針「電力系統利用協議会ルール」に対応して、策定したものである。

目 次

第 1 章	総 則
第 1 条	目的
第 2 条	適用範囲
第 3 条	用語の定義
第 4 条	給電担当箇所を担当区分
第 5 条	給電指令系統
第 6 条	給電指令の発受令
第 2 章	給電担当箇所及び現地操作担当箇所の業務
第 7 条	中央給電指令所の業務
第 8 条	系統給電制御所の業務
第 9 条	総合制御所の業務
第 10 条	現地操作担当箇所の業務
第 11 条	給電担当箇所の給電指令業務の代行
第 3 章	給電運用の基本事項
第 12 条	給電運用の原則
第 13 条	情報連絡
第 14 条	事故時の運用
第 4 章	給電用通信
第 15 条	給電用通信の優先
第 16 条	通信回線の確保
第 5 章	その他

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、給電運用業務に関する基本的事項を定め、電力系統の安定運用を図るとともに、当社管轄制御エリアの系統利用者、お客さまへの公平性・透明性を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、給電担当箇所、当直運転担当箇所及び現地操作担当箇所の給電運用業務に関わる業務に適用する。

(用語の定義)

第3条 「給電運用業務」とは、当社管轄制御エリアの電力系統を構成する電力設備を総合的に運用するための「需給運用業務」と「系統運用業務」を総称していい、これを達成するための「給電指令業務」、「給電指令関連業務」、「運転業務」及び「操作業務」がある。

2 「給電担当箇所」とは、所管する電力系統の給電指令業務及び給電指令関連業務を担当する箇所をいい、中央給電指令所、系統給電制御所及び総合制御所を指す。

3 「当直運転担当箇所」とは、当直体制にて電力系統の監視・制御など運転業務及び操作業務を担当する箇所をいい、系統給電制御所、総合制御所、電力所(発)変電グループ、汽力発電所(内燃力発電所を含む)及び原子力発電所を指す。

4 「現地操作担当箇所」とは、電力設備が設置されている現地において、操作業務を担当する箇所をいい、系統給電制御所、(株)九電ハイテック(以下、QHTという)(発)変電グループ、支所、工務所、汽力発電所(内燃力発電所を含む)及び原子力発電所を指す。

5 「給電指令」とは、給電運用業務を行うために、給電担当箇所から発する指令をいう。

6 「主幹系統」とは、電力系統の骨格をなし、全系統の運用に大きな影響を及ぼす系統をいい、500kV 系統及びこれと一体的に運用する 220kV 系統・電源線を指す。

7 「ローカル系統」とは、地域への電力供給を主体的に行う電力系統をいい、110kV 以下系統及び 220kV 負荷供給線などを指す。

(給電担当箇所の担当区分)

第4条 給電担当箇所の担当区分は次のとおりとする。

	担 当 区 分
中央給電指令所	全系統の統轄及び需給運用
系統給電制御所	主幹系統の運用及びローカル系統の統轄
総合制御所	ローカル系統の運用及びローカル系統の需給運用

(給電指令系統)

第5条 給電指令系統は、別表のとおりとし、第12条で定める場合のほかは、これを乱し又は他から介入してはならない。

(給電指令の発受令)

第6条 電力設備の給電運用操作は、特に定められたもの又は緊急の場合を除き、すべて給電指令により行う。

2 給電指令は、定められた給電指令系統により発令しなければならない。

3 給電指令の発令は、正確迅速を旨とし、受令者は、その実行を拒み若しくは故意に遅延させてはならない。

第2章 給電担当箇所及び現地操作担当箇所の業務

(中央給電指令所の業務)

第7条 中央給電指令所は、全系統を統轄し次の業務を行う。

- (1) 給電指令業務
 - a 需給調整指令
 - b 開門連系線の運用指令
 - c 主幹系統運用の統轄
 - d 電圧調整の統轄
 - e 電力系統の事故復旧の統轄
 - f 融通電力の運用
- (2) 給電指令関連業務
 - a 停止作業計画の統轄、決定（開門連系線）
 - b 電力運用記録の作成、報告及び関係箇所への連絡
 - c 給電施設の運用、管理
 - d 電力気象及び関連業務
 - e 教育研修の実施
 - f 設備新增設等に伴う給電運用に関する打合せ会の実施
 - g 前各号以外に給電指令業務遂行上必要な事項

(系統給電制御所の業務)

第8条 系統給電制御所は、所管する系統について次の業務を行うとともに、第10条の当直運転担当箇所の業務を行う。

- (1) 給電指令業務
 - a 主幹系統の運用指令
 - b ローカル系統運用の統轄
 - c 電圧調整指令
 - d 電力系統の事故復旧指令
- (2) 給電指令関連業務
 - a 停止作業計画の決定
 - b 電力運用記録の作成、報告及び関係箇所への連絡
 - c 給電施設の運用、管理
 - d 電力気象及び関連業務
 - e 教育研修の実施
 - f 給電運用に関する打合せ会の実施
 - (a) 停止作業計画の打合せ
 - (b) 設備新增設及び停止作業実施等に伴う運用打合せ
 - g 前各号以外に給電指令業務遂行上必要な事項

(総合制御所の業務)

第9条 総合制御所は、所管する系統について次の業務を行うとともに、第10条の当直運転担当箇所の業務を行う。

- (1) 給電指令業務
 - a ローカル系統の運用指令
 - b 需給調整指令
 - c 電圧調整指令
 - d 電力系統の事故復旧指令

- (2) 給電指令関連業務
 - a 停止作業計画の決定
 - b 電力運用記録の作成、報告及び関係箇所への連絡
 - c 給電施設の運用、管理
 - d 電力気象及び関連業務
 - e 教育研修の実施
 - f 給電運用に関する打合せ会の実施
 - (a) 停止作業計画の打合せ
 - (b) 設備新增設及び停止作業実施等に伴う運用打合せ
 - g 前各号以外に給電指令業務遂行上必要な事項

(当直運転担当箇所の業務)

第10条 当直運転担当箇所は、所管する電力設備について給電指令等に基づき次の業務を行う。

- (1) 電力設備の運転状況の監視及び機器の操作
- (2) 系統事故時の復旧操作
- (3) 停止作業実施に伴う機器の操作
- (4) 運転記録の作成及び報告
- (5) 気象状況の観測及び報告
- (6) 前各号以外に給電運用業務遂行上必要な事項

(現地操作担当箇所の業務)

第11条 現地操作担当箇所は、担当する電力設備について給電指令等に基づき次の業務を行う。

- (1) 電力設備の運転状況の現地監視及び機器の現地操作
- (2) 系統事故時の現地復旧操作
- (3) 停止作業実施に伴う機器の現地操作
- (4) 前号以外に業務遂行上必要な事項

(給電担当箇所の給電指令業務の代行)

第12条 各給電担当箇所は、事故その他により業務の遂行に支障を生じた場合は、給電指令業務の一部を他の給電担当箇所又は当直運転担当箇所に代行させることができる。

第3章 給電運用の基本事項

(給電運用の原則)

第13条 電力系統の運用に当たっては、常に規定周波数、規定電圧を保持するよう努めるとともに、系統全体を安定かつ経済的に運用しなければならない。

- 2 停止作業の計画及び実施に当たっては、一貫作業などにより、極力停止機会の減少に努めるとともに、作業中の供給信頼度の維持と経済運用に努めなければならない。
- 3 すべての系統利用者・お客さまへの公平性・透明性を確保しなければならない。

(情報連絡)

第14条 給電担当箇所、当直運転担当箇所及び現地操作担当箇所は、給電運用上必要と考えられる情報については、相互に速やかに連絡し、電力系統の円滑な運用を図る。

(事故時の運用)

第15条 給電担当箇所、当直運転担当箇所及び現地操作担当箇所は、各種の気象情報に常に注意し、電気事故の発生するおそれのある場合は、事故の未然防止について速やかに適切な措置をとらなければならない。

2 給電担当箇所及び当直運転担当箇所は、事故が発生した場合、事故の状況を迅速・的確に把握し、事故の拡大防止と系統復旧に努めなければならない。

3 現地操作担当箇所は、事故が発生した場合、直ちに適切な処置をとり系統保全に努めるとともに、速やかに給電担当箇所に状況を報告しなければならない。

第4章 給電用通信

(給電用通信の優先)

第16条 給電用通信は他の通信に優先する。

(通信回線の確保)

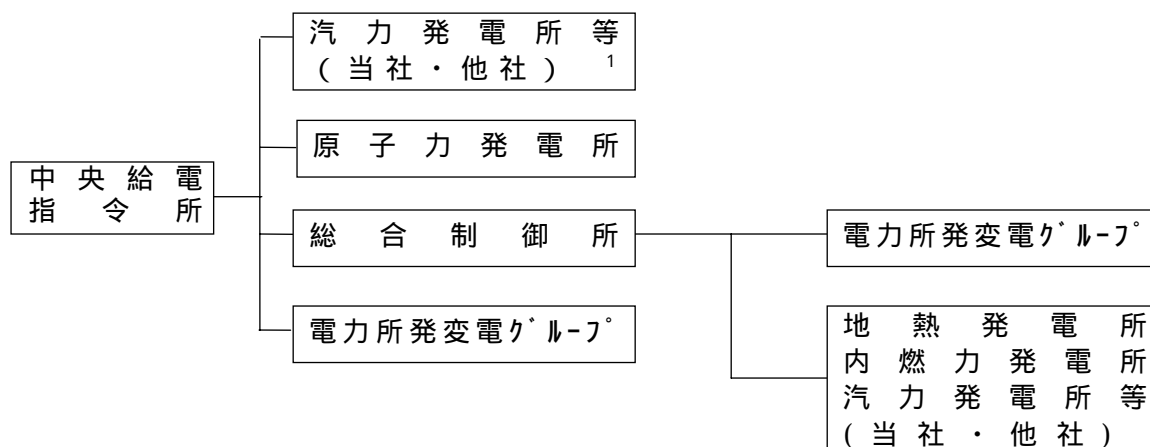
第17条 給電担当箇所、当直運転担当箇所及び現地操作担当箇所は、常に電子通信担当箇所と密接な連絡を保ち、給電用通信の確保に努めなければならない。

第5章 そ の 他

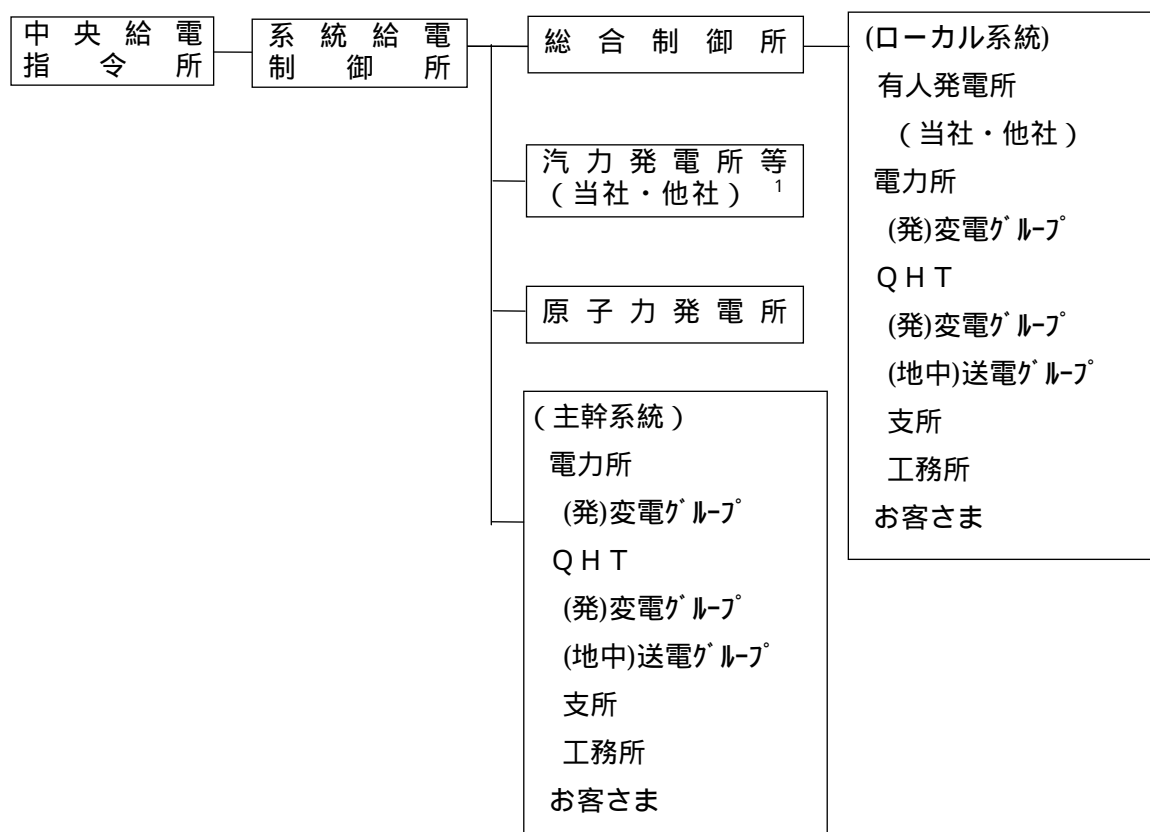
第18条 この規程の運用に関する具体的事項については、給電運用要則に定める。

別表 給電指令系統

1 需給運用



2 系統運用



当社：当社の発電者（当社が所有又は調達した発電機を用いて電気を発電する者）

他社：当社以外の発電者（上記以外の発電者）